

## あおもり子育て応援わくわく商店街事業実施要綱

### 1 趣旨

- (1) 地域・社会全体が子育てを支援していく気運の醸成を図る。
- (2) 子育て中の親等が、サービスの機会に数多く触れて地域・社会全体が子育てを支えていることを実感することにより、子育てに対する負担感の軽減を図る。
- (3) 親等と子が一緒に出かけることで時間を共有する機会の増加を促し、親と子の育ち合いを推進する。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、青森県（以下「県」という。）とする。

### 3 事業対象者

#### (1) 子育て家庭等

妊婦と18才未満の「子ども連れ」の家庭とする。

#### (2) 商店街等

事業の趣旨に賛同し、「あおもり子育て応援わくわく商店街」として登録した商店街等（以下「わくわく商店街」という。）とする。なお、商店街等には、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、協同組合連合会、任意の商店街団体等を含む。

### 4 事業内容

子育て家庭を応援するため、次のいずれかを実施する商店街で、事業に協賛する商店街の募集を行い、申込があった商店街等をわくわく商店街として認定・登録する（個別の店舗で行う料金の割引・特典等のサービスや、子育て家庭のおでかけに配慮したサービスは、「あおもり子育て応援わくわく店」として別途認定・登録するため、対象外とする）。なお、募集方法等は別に定める。

#### (1) 子育て家庭を応援するおとくなサービスの提供

（例：子育て応援商品券発行、お菓子や粗品贈呈等）

#### (2) 子育て家庭を応援するフェアやイベントの実施

#### (3) 子育て家庭が交流できる場の設置（子育て支援施設、キッズ広場等）

#### (4) 子育て家庭のおでかけに配慮した設備・サービスの提供

（例：優先駐車場、託児サービス、宅配サービス、子育て情報誌発行等）

### 5 広報

県は、チラシ、ホームページ、その他広報媒体等により事業内容及びわくわく商店街のサービス内容等を広報し、県民への普及浸透を図る。

### 6 所掌

この要綱に関する事務は、県健康福祉部こどもみらい課において所掌する。

### 7 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成26年2月5日から施行する。